

『デコポン』の商標登録について

デコポンの商標は熊本県果実農業協同組合連合会が所有し、日本園芸農業協同組合連合会傘下の農業団体（JA）に限り許諾したものでその会員農業団体以外の商品にはデコポンの名称使用はできません。

農業団体以外の物にデコポンの名称を使用されますと商標権の侵害ということで使用差し止めを請求し、損害賠償を請求することになります。

デコポンの名称使用に当たっては以上の様な事をご理解頂きます様お願い致します。

なお加工品についても熊本県果実農業協同組合連合会が商標権を所有しております。

平成十七年十二月一日

熊本市小山町一八四六

熊本県果実農業協同組合連合会

代表理事会長 浦田 勝

電話〇九六（三八九）三三一一三

東京都大田区東海三一一一大田市場内

日本園芸農業協同組合連合会

代表理事会長 浦田 勝

電話〇三（五四九）二五四二二

